

<h1>高知県公報</h1>	発 行
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○私立各種学校の廃止の認可 (私学・大学 支援課)	1
○地域登録検査機関の登録事項の変更の 届出(2件) (環境農業推 進課)	1
◎告示(会計管理者及び出納員の権限に 属する事務の一部委任)の一部改正 (会計管理課)	1
公 告	
○危険物の取扱作業の保安に関する講習 の実施 (消防政策課)	1

告 示

高知県告示第590号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校の廃止を次のとおり認可した。

平成30年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

学校名	設置者名	認可年月日
高知県医師会准看護学院	一般社団法人高知県医師会	平成30年7月24日

高知県告示第591号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
高岡郡佐川町甲1751番地1 コスモス農業協同組合 代表理事組合長 伊藤 喜男
- 変更した登録事項

農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

- (変更前) 高岡郡日高村沖名5099 横山 高広(玄米)
高岡郡佐川町乙23054-5 岡村 裕之(玄米)
吾川郡仁淀川町森2474-2 掛水 浩二(玄米)
高岡郡佐川町本郷耕2199-4 山崎 雄太(玄米)
- (変更後) 高知市元町39-11 レオパレス元町101号室 横山 高広(玄米)
高岡郡佐川町乙5-54 岡村 裕之(玄米)
吾川郡仁淀川町森2-74 掛水 浩二(玄米)
高岡郡佐川町本郷耕4-99 山崎 雄太(玄米)
- (届出年月日) 平成30年7月6日

高知県告示第592号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
南国市双葉台5番地2 株式会社創運 代表取締役社長 山中 智雄
- 変更した登録事項
地域登録検査機関の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役社長 岡林 靖男
(変更後) 代表取締役社長 山中 智雄
(届出年月日) 平成30年7月11日

高知県告示第593号

平成19年4月高知県告示第262号(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部を次のように改正する。

平成30年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

別表第2中

工業技術センターの出納員	工業技術センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	工業技術センターの現金取扱員
--------------	----------------------------	----------------

を

工業技術センターの出納員	工業技術センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	工業技術センターの現金取扱員
--------------	----------------------------	----------------

中村高等技術学校の出納員	中村高等技術学校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	中村高等技術学校の現金取扱員
--------------	----------------------------	----------------

に改める。

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり行う。

平成30年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
平成30年8月21日(火) 高知県庁正庁ホール	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
平成30年8月22日(水) 〃	〃	〃
平成30年8月23日(木) 〃	〃	〃
平成30年8月27日(月) 中土佐町民交流会館	〃	〃
平成30年8月28日(火) 四万十市立文化センター	〃	〃
平成30年8月29日(水) 〃	〃	/
平成30年8月31日(金) 安芸市消防防災センター	〃	午後1時から午後4時まで

- 備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
- 2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法

律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所をいう。)における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部(消防署)で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成30年8月1日(水)から同月14日(火)までの間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会(電話番号088-823-9099)